



金 沢 市 公 報

号外第5号

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市女性センター条例施行規則 (市民参画課) 3
金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則 (歴史建造物整備課) 1	1	金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係規則の整理に関する規則 (市立病院事務局) 5
金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場) 3	3	

規 則

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(金澤町家保全活用推進協定)

第3条 条例第17条の保全活用支援団体(以下「保全活用支援団体」という。)は、条例第19条第1項の規定により市長と金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定(以下「保全活用推進協定」という。)を締結しようとするときは、金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定締結申出書(様式第1号)に、金澤町家保全活用支援計画書(様式第2号)を添付して市長に申し出なければならない。

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係る金澤町家保全活用支援計画書の内容が条例第8条第1項の保全活用推進基本方針に適合していると認めるときは、金澤町家保全活用推進協定書(様式第3号)により、当該保全活用支援団体と保全活用推進協定を締結するものとする。

第5条 前2条の規定は、保全活用支援団体が保全活用推進協定を変更しようとする場合について準用する。

(審議会の会議等)

第6条 金澤町家保全活用審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 条例第3章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定締結申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

保全活用支援団体の代表者 団体名
住所
氏名

印

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例第18条第1項の規定により策定した
について、同条例第19条第1項の規定により金沢市長と金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定を締結
したいので、金澤町家保全活用支援計画書を添えて申し出ます。

様式第2号 (第3条関係)

金澤町家保全活用支援計画書

金澤町家保全活用支援 計画の名称	
金澤町家の保全及び活 用の支援に関する活動 の目標及び方針	
金澤町家の保全及び活 用の支援に関する活動 の自主的な取組に關す る事項	
その他金澤町家の保全 及び活用の支援に關す る活動を行うために必 要な事項	

様式第3号 (第4条関係)

金澤町家保全活用推進協定書

と金沢市長とは、当該団体が策定した「
」に基づき、金澤町家の保
全及び活用の推進を図るため、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例第19条第1項の規定により、次のとお
り金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定に係る金澤町家保全活用支援計画の内容 別紙「金澤町家保全活用支援計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものと
する。

年 月 日

保全活用支援団体の代表者 団体名
住所
氏名

印

金沢市長

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成25年条例第15号）の施行期日は、平成25年4月1日とする。

金沢市女性センター条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市女性センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市女性センター条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第8条の規定により、金沢市女性センター（以下「女性センター」という。）の使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、金沢市女性センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、女性センターを使用する日（以下「使用日」という。）の3箇月前の日の属する月の初日から使用日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 市長は、女性センターの使用を承認したときは、金沢市女性センター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)

第5条 第2条の規定にかかわらず、女性センターを使用しようとするものは、市長が指定する情報通信を利用した女性センターの使用を予約するためのシステムを通じて女性センターの使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により女性センターの使用の承認の申請をしようとするものは、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとするものの申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付期間は、使用日の3箇月前の日の属する月の初日から使用日までとする。

5 市長は、第1項の規定による使用の承認の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をしたものに同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の承認の申請をしたものが前項の規定による通知を受けたときは、これをもって、女性センターの使用の承認を受けたものとみなす。

(原状回復)

第6条 女性センターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに女性センターの設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他女性センターの職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 金沢市女性センター条例施行規則を廃止する規則（平成25年教育委員会規則第6号）による廃止前の金沢市女性センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第4号）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

金沢市女性センター使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

(団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市女性センターを使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称			
行 事 の 内 容			
使 用 日	年 月 日 (曜日)		
使 用 人 員	人		
使 用 責 任 者	氏 名		
	連絡先		
使 用 施 設	使用時間		
研 修 室	時 分	~	時 分
和 室	時 分	~	時 分
相 談 室	時 分	~	時 分
ト レ ー ニ ング 室	時 分	~	時 分
幼 児 室	時 分	~	時 分
実 習 室	時 分	~	時 分
備 考			

様式第2号 (第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市女性センター使用承認書

住所
氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市女性センターの使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称			
行 事 の 内 容			
使 用 日	年 月 日 (曜日)		
使 用 人 員	人		
使 用 責 任 者	氏 名		
	連絡先		
使 用 施 設	使用時間		
研 修 室	時 分	~	時 分
和 室	時 分	~	時 分
相 談 室	時 分	~	時 分
ト レ ー ニ ング 室	時 分	~	時 分
幼 児 室	時 分	~	時 分
実 習 室	時 分	~	時 分
条 件			

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係規則の整理に関する規則
(金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則 (昭和34年規則第30号)
- (2) 金沢市立病院の組織及び分掌事務規則 (平成3年規則第4号)

(金沢市職員職名規則の一部改正)

第2条 金沢市職員職名規則 (昭和28年規則第7号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「担当局長 院長」を「担当局長」に、「担当場長 副院長」を「担当場長」に、「担当館長 副部長 担当副部長 副室長」を「担当館長」に、「科長 秘書 医長 技師長 看護師長」を「秘書」に改める。

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第3条 金沢市職員被服貸与規則 (昭和31年規則第29号) の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中

看護師 助産師	白衣	4	市立病院を除く。	を
	看護衣(長袖)	5	市立病院に限る。	
	看護衣(半袖)	5		
	予防衣	4		
	看護サンダル	2		
栄養士	白衣	4		
	調理衣	4	市立病院に限る。	
	白ズボン	4		
	ゴム長靴	1	市立病院及び教育総務課に限る。	

看護師 助産師	白衣	4		に
	栄養士	白衣	4	
	栄養士	ゴム長靴	1	教育総務課に限る。

改める。

別表第6第2項の表中

「	白衣(長袖)	4	市立病院に限る。	を
	白ズボン	4		
	調理衣	4	保育所に限る。	

「	調理衣	4	保育所に限る。	」
---	-----	---	---------	---

改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第2市長の事務部局の項中「保健所長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長」を「保健所長」に、「卸売市場長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 市立病院中央診療部副部長」を「卸売市場長」に、「道路等管理事務所長 市立病院事務局次長 市立病院看護部長」を「道路等管理事務所長」に、「生活道路室長 市立病院事務局医事室長 市立病院中央診療部薬剤室長 市立病院中央診療部臨床検査室長 市立病院中央診療部臨床検査室副室長 市立病院中央診療部放射線室副室長 市立病院看護部担当部長」を「生活道路室長」に改める。

別表第2の2第3項の表4級の項中「(市立病院長にあっては、137,700円)」を削る。

(金沢市財務規則の一部改正)

第5条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、市立病院事務局」を削り、同条第2号中「市立病院事務局長、」を削り、同条第3号中「、市立病院事務局にあっては市立病院事務局次長」を削る。

(金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第6条 金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則(昭和44年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「金沢市病院事業(以下「病院事業」という。)、」を削り、同条第2号中「病院事業にあっては市立病院事務局次長、」を削る。

別表中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第10条、第62条関係)

未 収 金 整 理 簿

款
項
目
節

調 定 年月日	摘 要		調定額	未収額	収入額	整 理		備考
	納入通知書番号	月分				月 日	完結印	

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第7条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1ウの表2級の項第1号中「、室長及び科長」を「及び室長」に改め、同項第2号中「医長及び」を削り、同ウの表3級の項第1号中「及び副院長」を削り、同項第2号中「、病院の部長及び副部長」を削り、同ウの表4級の項第1号中「院長」を「困難な業務に従事する所長」に改め、同表工の表5級の項第1号中「、病院の副部長及び室長」を削り、同工の表6級の項第1号中「及び病院の部長」を削り、同項第2号中「、病院の副部長及び室長」を削り、同工の表7級の項第2号中「及び病院の部長」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同表オの表6級の項第1号中「及び病院の部長」を削り、同項第2号中「及び病院の副部長」を削り、同オの表7級の項第1号中「及び病院の部長」を削る。

(金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第8条 金沢市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和47年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公営企業管理者」の次に「及び病院事業管理者」を加える。

(金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正)

第9条 金沢市職員安全衛生委員会規則(昭和50年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに企業局管理者」を「、公営企業管理者の事務部局の職員並びに病院事業管理者」に改める。

第2条の表市立病院の項を削る。

第10条中「課等」を「課」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(金沢市公印規則の一部改正)

第10条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表証明用市長印の項中

「			確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法(昭和25年法律第201号)の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明に関する文書	建築指導課長	1	を
			金沢市病院事業に係る医療費の支払の証明に関する文書	市立病院事務局長	1	

		確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法(昭和25年法律第201号)の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明に関する文書	建築指導課長	1	に
--	--	--	--------	---	---

改め、同工の表市立病院事務用市長印の項を削り、同表オの表証明用市長職務代理者印の項中

		市長職務代理者名をもってする確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明に関する文書	建築指導課長	1	を
		市長職務代理者名をもってする金沢市病院事業に係る医療費の支払の証明に関する文書	市立病院事務局長	1	

		市長職務代理者名をもってする確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付の証明、建築基準法の道路の証明、耐震基準適合住宅の証明、優良宅地及び優良住宅の認定の証明、住宅耐震改修の証明、住宅用家屋の証明、開発登録簿の写しの証明並びに長期優良住宅建築等計画の認定及び認定計画実施者の地位の承継に係る承認の証明に関する文書	建築指導課長	1	に
--	--	--	--------	---	---

改め、同オの表市立病院事務用市長職務代理者印の項を削り、同表カの表市立病院長印の項及び市立病院事務局長印の項を削り、同表キの表市立病院印の項を削る。

(職員の特務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 職員の特務手当に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を削り、第1条の3を第1条の2とする。

第2条中「同表の中欄に定める職務の級の」を削り、同条の表を次のように改める。

職 員	手 当 の 額
職務の級4級の職員	30,000円
職務の級3級の職員	25,000円
職務の級2級の職員(市長が定める職員に限る。)	20,000円
その他の職員	15,000円

第2条の3を削る。

(技能労務職員の特務手当に関する規則の一部改正)

第12条 技能労務職員の特務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第7条第1項第1号中「市立病院に所属する職員のうち、市長が定める職員及び」を削る。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第13条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び市立病院事務局」を削り、同条第10号中「、金沢市立病院の組織及び分掌事務規則（平成3年規則第4号）に規定する市立病院事務局」を削り、同条第11号中「中央卸売市場事務局次長、市立病院事務局にあっては市立病院事務局次長」を「、中央卸売市場事務局次長」に改める。

別表第1 契約イの表中

		4,000万円以下	
		1億円以下	
		4,000万円以下	
専ら医療の用に供する物品（備品を除く。市立病院事務局長に限る。）	4,000万円以下の古書、美術品及び工芸品（歴史文化部長に限る。）	2,000万円以下	50万円以下の市長が定める物品
		2,000万円以下	100万円以下の定価価格のある資料用出版物（図書館総務課長に限る。）
		2,000万円以下	100万円以下の専ら医療の用に供する物品（市立病院事務局次長に限る。） 100万円以下の古書、美術品及び工芸品（文化政策課長に限る。）

を

		4,000万円以下	
		1億円以下	
		4,000万円以下	
専ら医療の用に供する物品（市立病院事務局長に限る。）	4,000万円以下の古書、美術品及び工芸品（歴史文化部長に限る。）	2,000万円以下	50万円以下の市長が定める物品
		2,000万円以下	100万円以下の定価価格のある資料用出版物（図書館総務課長に限る。）
		2,000万円以下	100万円以下の古書、美術品及び工芸品（文化政策課長に限る。）

に、

	専ら医療の用に供する物品（市立病院事務局長に限る。）

を

に改める。

（金沢市公共工事執行管理規則の一部改正）

第14条 金沢市公共工事執行管理規則（平成元年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、市立病院事務局にあっては市立病院事務局次長」を削る。

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第15条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

(金沢市契約規則の一部改正)

第16条 金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第17条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年規則第22号)の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
---------	----------------

(金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第18条 金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(平成22年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公営企業管理者」の次に「及び病院事業管理者」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条の3の規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「条例第29条の2第3項に規定する市長が認める」とあるのは「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第9号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の条例(以下「旧条例」という。)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成24年規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日までの間に」を「平成25年3月31日までの間に」に改め、「し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は」及び「とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同条第1号中「380円」とあるのは「380円(変則勤務手当にあっては、190円)」と、同条第2号中「760円」とあるのは「760円(変則勤務手当にあっては、380円)」と、同条第3号中「1,140円」とあるのは「1,140円(変則勤務手当にあっては、570円)」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同条第1号中「380円」とあるのは「380円(変則勤務手当にあっては、90円)」と、同条第2号中「760円」とあるのは「760円(変則勤務手当にあっては、190円)」と、同条第3号中「1,140円」とあるのは「1,140円(変則勤務手当にあっては、280円)」を削る。

平成25年(2013年)3月29日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)3月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	